神学部研究室図書利用規程

2021 年 3 月 25 日 改正

神学部研究室図書利用規程

【一　般　規　程】

1. 神学部研究室所蔵資料（以下、本研究室所蔵資料）は、原則として神学部・神学研究科専任教員および学生の、研究・学問の必要に応じて利用されるものである。
2. 前項に支障を生じない範囲において、部外者の利用にも便宜をはかる。
3. 本研究室所蔵資料は、多くの教員および学生が共用するものであるため、利用規程を遵守し、他の利用者の研究・学問の妨げとならないように留意すること。
4. 規程に反するときは貸出停止の処置をとることがある。
5. 貸出と返却はかならず本人が行うこと。
6. 紛失や延滞の責任は借用した者が負うことになる。又貸しは絶対に行わないこと。
7. 資料を紛失した場合は、同一資料または時価により弁償しなければならない。
8. 図書室での談話・飲食を禁じる。
9. 開館時間：平日 9 時から 11 時半、12 時半から 17 時

【細　　則】

Ⅰ．神学部・神学研究科生の利用

1. DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、学生証を添えて窓口で手続きすること。なお下記の資料については貸出できないため、図書室内で利用すること。

   ※リザーブ図書（神学部設置科目担当教員の指定により、一定期間貸出を保留し、受講学生のサイド・リーディングの便宜をはかる図書）・参考図書・逐次刊行物（雑誌、新聞、学術誌）・マイクロ資料・視聴覚資料・貴重書・禁帯出図書
2. 前項にかかわらず、リザーブ図書は、平日 15 時から翌朝 10 時 45 分まで、金曜日は 15 時から翌週月曜日午前 10 時 45 分までに限り、館外貸出を認める。貸出を希望する図書に学生証を添えて、窓口で手続きすること。
3. 神学研究科生は、書庫に入って資料探索することができる。窓口で入庫許可書を提示の上、入庫名簿に必要事項を記載し入庫すること。貸出を希望する場合には、貸出を希望する図書に学生証を添えて、窓口で手続きすること。なお、神学研究科生以外でも、特にその必要が認められた場合には、入庫を許可することがある。
4. 貸出冊数と期間：学 部 生　5 冊　14 日
   研究科生　20 冊　28 日

Ⅱ．教職員の利用

1. 神学部専任教員（任期付き含む）：
   1. 下記の資料については原則貸出できないが、授業利用として申し出した場合は貸出可能。

   ※参考図書・逐次刊行物（雑誌、新聞、学術誌）・マイクロ資料・視聴覚資料・貴重書・禁帯出図書

   2. 貸出を希望する図書に社員証を添えて、窓口で手続きすること。
   3. 神学部専任教員は書庫に入って資料探索することができる。貸出を希望する場合には、貸出を希望す

る図書に社員証を添えて、窓口で手続きすること。

貸出冊数と期間：50 冊　90 日

2. 他学部専任教員、専任職員：窓口で社員証を提示すること。

館内利用：DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、社員証を添えて窓口で手続きすること。図書室内で閲覧すること。

館外貸出：所定用紙に必要事項を記入の上、社員証を添えて窓口で手続きすること。

教員　50 冊　28 日

職員　10 冊　28 日

3. 神学部・他学部嘱託教員：窓口で社員証を提示すること。

館内利用：DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、社員証を添えて窓口で手続きすること。図書室内で閲覧すること。

館外貸出：所定用紙に必要事項を記入の上、社員証を添えて窓口で手続きすること。

貸出冊数と期間：5 冊　14 日

4. 法人内諸学校教職員、京都･宗教系大学院連合加盟大学院（大学）所属教員：窓口で身分証を提示すること。

館内利用：DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、身分証を添えて窓口で手続きすること。図書室内で閲覧すること。

館外貸出：所定用紙に必要事項を記入の上、身分証を添えて窓口で手続きすること。

諸学校教職員　5 冊　14 日

京都・宗教系大学院連合加盟大学院（大学）所属教員　10 冊　28 日

Ⅲ．その他の利用

神学部・神学研究科生以外の利用については、本学部関係者の研究・学問に差支えない限り、下記の規程にそって本研究室所蔵資料を利用することができる。

1. 神学部・神学研究科の科目等履修生、聴講生：窓口で科目等履修生証、聴講生証を提示すること。

館内利用：DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、科目等履修生証、聴講生証を添えて窓口で手続きすること。図書室内で閲覧すること。

館外貸出：所定用紙に必要事項を記入の上、科目等履修生証、聴講生証を添えて窓口で手続きすること。

研究科生　10 冊　28 日

学 部 生　5 冊　14 日

2. 他研究科生、他学部生（科目等履修生、聴講生含む）：窓口で学生証（科目等履修生証、聴講生証）を提示すること。

館内利用：DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、学生証（科目等履修生証、聴講生証）を添えて窓口で手続きすること。図書室内で閲覧すること。

館外貸出：所定用紙に必要事項を記入の上、学生証（科目等履修生証、聴講生証）を添えて窓口で手続きすること。

研究科生　10 冊 28 日

学 部 生　5 冊 14 日

3. 同志社女子大生：窓口で図書利用カードを提示すること。

館内利用：DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、図書利用カードを添えて窓口で手続きすること。図書室内で閲覧すること。

館外貸出：所定用紙に必要事項を記入の上、図書利用カードを添えて窓口で手続きすること。5冊14日。

4. 京都・宗教系大学院連合単位互換履修生：窓口で学生証を提示すること。

大学コンソーシアム京都単位互換履修生：窓口で単位互換履修生証を提示すること。

館内利用：DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、学生証または単位互換履修生証を添えて窓口で手続きすること。図書室内で閲覧すること。

館外貸出：神学部設置科目を登録履修中の学生は貸出することができる。所定用紙に必要事項を記入の上、学生証または単位互換履修生証を添えて窓口で手続きすること。5冊14日。

5. 同志社大学図書利用カード発行者：窓口で図書利用カードを提示すること。

館内利用：DOORS（学術情報検索システム）で貸出を希望する図書を検索し、所定用紙に必要事項を記入の上、図書利用カードを添えて窓口で手続きすること。図書室内で閲覧すること。

館外貸出：所定用紙に必要事項を記入の上、図書利用カードを添えて窓口で手続きすること。5冊14日。なお、同志社大学図書利用カード発行者のうち、神学研究科（前期・後期課程）を修了した者で、かつ研究主任の認めた者については、入庫を許可する。

6. その他学外者

下記の手続にしたがって図書室内で閲覧利用することができる。原則として貸出は行わない。

1）私立大学図書館協会、国立大学図書館協議会、および公立大学協会図書館協議会加盟校教職員および学生

図書館を通じて事前に問い合わせし、当該図書館長の紹介状を窓口に持参すること。

2）近隣諸教会の教職者、他大学の教職員等で長期間、神学部図書室の利用を希望される方

申請により「特別閲覧許可証」を発行する。別記、「特別閲覧細則」参照。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

外国語による科目の開講について

外国語による授業科目として、下記科目が開講されている。※

開講校地	登録コード 科目	登録コード クラス	科目名・クラス	担当者	期間	週時間	単位	配当年次	備考
今	10103147		アメリカ史における宗教 (American Society and Religion)	GAVIN J.CAMPBELL	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	10103751		古代イスラエル史演習 (マリ・ヌジ文書から見た古代イスラエル史)	ADA TAGGAR-COHEN	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	10103754		古代近東学入門 (古代近東の文化史入門)	ADA TAGGAR-COHEN	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う
今	10103961		一神教研究演習 1 (Japanese Religion and Monotheism(1))	小　原　克　博 ELBALTI BELIGH	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	10103962		一神教研究演習 2 (Japanese Religion and Monotheism(2))	小　原　克　博 ELBALTI BELIGH	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	10912157		ジェンダーの社会学	KIM VIKTORIYA	秋学期	4	4	2～	英語により授業を行う
今	10912301		Contemporary Japanese Culture and Society	Mattias Van Ommen	秋学期	4	4	2～	英語により授業を行う
今	10932148		国際コミュニケーション論	BRIAN COVERT	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	10952140		Education and World Culture (1)	WILLIAM ROBERT STEVENSON III	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う (2018年度以降生のみ登録可)
今	10952135		Globalization, Education, and Culture(1)	WILLIAM ROBERT STEVENSON III	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016・2017年度生のみ登録可)
今	10952131		Globalization and Education(1)	WILLIAM ROBERT STEVENSON III	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	10952141		Education and World Culture (2)	WILLIAM ROBERT STEVENSON III	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う (2018年度以降生のみ登録可)
今	10952136		Globalization, Education, and Culture(2)	WILLIAM ROBERT STEVENSON III	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016・2017年度生のみ登録可)
今	10952132		Globalization and Education(2)	WILLIAM ROBERT STEVENSON III	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	10952162		Topics in Education and Development	乾　　美　紀	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (社会学部2018年度以降生およびILA所属学生のみ登録可)
今	10952172		Topics in Overseas Education	乾　　美　紀	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (社会学部2017年度以前生およびILA所属学生のみ登録可)
今	10952180		Topics in Multiculturalism and Education	柴　川　真由美	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2018年度以降生のみ登録可)
今	10952174		Special Topics in Education and Culture	柴　川　真由美	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2017年度以前生のみ登録可)
今	10305811	015	特殊講義A［英語講義：International Dispute Resolution Advocacy Workshop］	ANSELMO REYES 前　川　直　輝	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	10305821	026	特殊講義B［英語講義：Basic Academic English for Political Studies］	PETER TREBILCO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	10305821	027	特殊講義B［英語講義：Intermediate Academic English for Political Studies］	PETER TREBILCO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	10305823	603	特殊講義B［英語講義：International History in the Asia-Pacific Region］	中　達　啓　示	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う
今	10307414	000	アメリカ法	COLIN P.A. JONES	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う
今	10308851	001	Japanese Constitution	東　川　浩　二	春学期	集中	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308852	001	Japanese Private Law	植　松　真　生	春学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308853	001	Special Course in Japanese Law	渕　川　和　彦	春学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308854	001	Current Issues in Japanese Law	KARYN KANDELL	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)

開講校地	登録コード 科目	登録コード クラス	科目名・クラス	担当者	期間	週時間	単位	配当年次	備考
今	10308855	001	American Law	SHAWN MICHAEL HUIZENGA	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308855	002	American Law	SHAWN MICHAEL HUIZENGA	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308856	001	Asian Law	黄　ジン霆	秋学期	集中	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308857	001	European Law	笠　原　宏	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308858	001	Current Issues in Comparative Law	高　橋　宏　司	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308858	002	Current Issues in Comparative Law	JAY KLAPHAKE	春学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308858	003	Current Issues in Comparative Law	西　谷　祐　子	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308858	004	Current Issues in Comparative Law	ISABELLE RORIVE	春学期	集中	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308859	001	International Law	新　井　京	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308860	001	International Arbitration	高　橋　宏　司	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308861	001	International Institutions and Global Law	ANSELMO REYES	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308862	001	Current Issues in Global Law	COLIN P.A. JONES	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308862	002	Current Issues in Global Law	JAY KLAPHAKE	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308863	000	International Commercial Arbitration Moot 1	廣　田　浩	春学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308864	000	International Commercial Arbitration Moot 2	廣　田　浩	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308865	000	International Law Moot 1	新　井　京	春学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2012年度以降生のみ登録可)
今	10308875	000	Public Opinion and Political Participation in Japan	西　澤　由　隆	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2013年度以降生のみ登録可)
今	10308876	000	Development and Democracy in East Asia	鈴　木　絢　女	春学期	2	2	3～	英語により授業を行う (法学部2013年度以降生のみ登録可)
今	10523620	001	専門外国語特講 -1 Language and Culture in International Business	佐　藤　研　一	春学期	2	2	3～	英語による講義 (商学部生のみ登録可)
今	10523620	002	専門外国語特講 -2 International Career Development	ALEX M.HAYASHI	秋学期	2	2	3～	英語による講義 (商学部生のみ登録可)
今	10523620	003	専門外国語特講 -3 Global Business History	西　村　成　弘	秋学期	2	2	3～	英語による講義 (商学部生のみ登録可)
今	10702003	007	アカデミック・スキル 1(読解) 「探究型学習による文献読解 / グループ研究」	伊　川　萌　黄	秋学期	2	2	1	英語による講義 (政策学部生のみ登録可)
今	10702003	008	アカデミック・スキル 1(読解) 「探究型学習による文献読解 / グループ研究」	伊　川　萌　黄	秋学期	2	2	1	英語による講義 (政策学部生のみ登録可)
今	10702004	208	アカデミック・スキル 2(伝達) 「映像から読み解く「現代世界と差異」」	増　渕　あさ子	春学期	2	2	2	英語による講義 (政策学部生のみ登録可)
今	10702004	209	アカデミック・スキル 2(伝達) 「映像から読み解く「現代世界と差異」」	増　渕　あさ子	春学期	2	2	2	英語による講義 (政策学部生のみ登録可)
今	10702626	026	政策トピックス - ㉖ 「エネルギー政策に関する現代課題」	伊　川　萌　黄	秋学期	2	2	2～	英語による講義
田	11610202		技術英語 I	IVAN TANEV	春学期	2	1	3～	英語により授業を行う (理工学部インテリジェント情報工学科生のみ登録可)
田	11615046		技術英語	IVAN TANEV	秋学期	2	2	3～	英語により授業を行う (理工学部情報システムデザイン学科生のみ登録可)

開講校地	登録コード 科目	登録コード クラス	科目名・クラス	担当者	期間	週時間	単位	配当年次	備考
田	11615084		マルチエージェント工学	IVAN TANEV	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う（理工学部情報システムデザイン学科生のみ登録可）
田	11615113		インテリジェントアルゴリズム	IVAN TANEV	春学期	2	2	3～	英語により授業を行う（理工学部情報システムデザイン学科生のみ登録可）
田	11502064		スポーツ健康科学グローバル演習（スポーツを通して実践英語を身に着けよう）	橘　未　都	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う（スポーツ健康科学部2018年度以降生のみ登録可）
今	12232708		南北アメリカ地域文化特論３	SUSANNA PAVLOSKA	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う（2017年度以前生のみ登録可）
今	12232724		南北アメリカ地域の文化４	SUSANNA PAVLOSKA	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	12234051		Global and Regional Cultural Studies Seminar 1	MATTHEW LARKING	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う（グローバル地域文化学部生のみ登録可）
今	12234052		Global and Regional Cultural Studies Seminar 2	BLAKE TURNBULL	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う（グローバル地域文化学部生のみ登録可）
今	12234053		Global and Regional Cultural Studies Seminar 3	崎　田　智　子	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う（グローバル地域文化学部生のみ登録可）
今	12234054		Global and Regional Cultural Studies Seminar 4	AYSUN UYAR	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う（グローバル地域文化学部生のみ登録可）
今	16000224	053	比較言語文化論１－53	ESTA TINA OTTMAN	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000225	051	比較言語文化論２－51	潘　哲　毅	秋学期	2	2	1～	中国語により授業を行う
今	16000200	000	ジョイント・セミナー比較文化論	和　泉　真　澄	秋学期	4	4	2～	主に英語により授業を行う
今	16000205	053	日本の伝統と芸能	高　永　珍	春学期	2	2	1～	コリア語により授業を行う（2017年度以前生のみ登録可）
今	16000215	052	日本とアジア２	高　永　珍	秋学期	2	2	1～	コリア語により授業を行う
今	（クラスにより異なる）		スタンフォード大学科目	（複数クラス開講）	春学期 秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（複数クラス開講） 春学期科目は２年次生以上が登録可能 秋学期科目は開講予定
今	（クラスにより異なる）		ＡＫＰ科目	（複数クラス開講）	春学期 秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（複数クラス開講） 春学期科目は２年次生以上が登録可能 秋学期科目は開講予定
今	（クラスにより異なる）		ＫＣＪＳ科目	（複数クラス開講）	春学期 秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（複数クラス開講） 春学期科目は２年次生以上が登録可能 秋学期科目は開講予定
今	16606500	051	テュービンゲン大学科目	MICHAEL WACHUTKA	春学期	2	2	1～	ドイツ語により授業を行う 春学期科目は２年次生以上が登録可能
今	16606500	052	テュービンゲン大学科目	MICHAEL WACHUTKA	秋学期	2	2	1～	ドイツ語により授業を行う
田	16000702	001	Introduction to Japanese Culture in the Global Context	ANYA CLARISSA BENSON	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000702	002	Introduction to Japanese Culture in the Global Context	ANYA CLARISSA BENSON	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000702	051	Introduction to Japanese Culture in the Global Context	ANYA CLARISSA BENSON	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000702	052	Introduction to Japanese Culture in the Global Context	DIAZ SANCHO IVAN	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000703	001	Introduction to Japanese Society in the Global Context	ROBERT WILLIAM ASPINALL	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う

開講校地	登録コード 科目	登録コード クラス	科目名・クラス	担当者	期間	週時間	単位	配当年次	備考
今	16000703	051	Introduction to Japanese Society in the Global Context	ROBERT WILLIAM ASPINALL	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000703	052	Introduction to Japanese Society in the Global Context	ROBERT WILLIAM ASPINALL	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000704	001	Introduction to the Nature of Japan and Asia in the Global Context	有　井　　健	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000704	002	Introduction to the Nature of Japan and Asia in the Global Context	有　井　　健	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000704	051	Introduction to the Nature of Japan and Asia in the Global Context	有　井　　健	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000704	052	Introduction to the Nature of Japan and Asia in the Global Context	有　井　　健	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000705	001	Humanities and Global Issues	ANYA CLARISSA BENSON	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	16000705	051	Humanities and Global Issues	ANYA CLARISSA BENSON	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	16000705	052	Humanities and Global Issues	ESTA TINA OTTMAN	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	16000706		Social Sciences and Global Issues	ROBERT WILLIAM ASPINALL	秋学期	2	2	2～	英語により授業を行う
田	16000707	001	Natural Sciences and Global Issues	有　井　　健	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	16000707	051	Natural Sciences and Global Issues	有　井　　健	春学期	2	2	2～	英語により授業を行う
今	16000708	051	Japan in Modern World History	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000708	052	Japan in Modern World History	DIAZ SANCHO IVAN	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000709	051	International Relations in the Postwar Era	GARTH WARRIES	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000709	052	International Relations in the Postwar Era	GARTH WARRIES	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000710	001	Issues in Japanese Culture	ANYA CLARISSA BENSON	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000710	051	Issues in Japanese Culture	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000710	052	Issues in Japanese Culture	ANYA CLARISSA BENSON	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000711	001	Japanese Thought and Religion 1	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016～2017年度生のみ登録可)
今	16000711	051	Japanese Thought and Religion 1	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016～2017年度生のみ登録可)
田	16000212	001	日本の思想・宗教 1	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	16000212	052	日本の思想・宗教 1	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
田	16000712	001	Japanese Thought and Religion 2	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016～2017年度生のみ登録可)
今	16000712	051	Japanese Thought and Religion 2	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016～2017年度生のみ登録可)
田	16000213	001	日本の思想・宗教 2	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	16000213	052	日本の思想・宗教 2	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
田	16000713	001	Tradition and Art in Japan 1	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016～2017年度生のみ登録可)
今	16000713	051	Tradition and Art in Japan 1	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016～2017年度生のみ登録可)

開講校地	登録コード 科目	登録コード クラス	科目名・クラス	担当者	期間	週時間	単位	配当年次	備考
田	16000207	002	日本の伝統と芸術	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	16000207	054	日本の伝統と芸術	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
田	16000714	001	Tradition and Art in Japan 2	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016～2017年度生のみ登録可)
今	16000714	051	Tradition and Art in Japan 2	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016～2017年度生のみ登録可)
田	16000207	001	日本の伝統と芸術	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	16000207	053	日本の伝統と芸術	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	16000216	051	Japan Today 1	OMAR YUSEF BAKER	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2017年度以前生のみ登録可)
今	16000216	052	Japan Today 1	OMAR YUSEF BAKER	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2017年度以前生のみ登録可)
今	16000217	051	Japan Today 2	OMAR YUSEF BAKER	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2017年度以前生のみ登録可)
今	16000217	052	Japan Today 2	OMAR YUSEF BAKER	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2017年度以前生のみ登録可)
田	16000715	001	Democracy and Politics : A Comparative Perspective	ROBERT WILLIAM ASPINALL	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000715	051	Democracy and Politics : A Comparative Perspective	ROBERT WILLIAM ASPINALL	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000716	001	Education in the Age of Globalization	ROBERT WILLIAM ASPINALL	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000716	051	Education in the Age of Globalization	ROBERT WILLIAM ASPINALL	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
田	16000717	001	Issues in Intercultural Communication	ROBERT WILLIAM ASPINALL	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000717	051	Issues in Intercultural Communication	ROBERT WILLIAM ASPINALL	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000718		Economy and Business in the Global Context 1	森　宏一郎	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000719		Economy and Business in the Global Context 2	森　宏一郎	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000720	051	Critical Social Issues in Contemporary Japan 1	WILLIAM BRADLEY	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016年度以降生のみ登録可)
今	16000720	052	Critical Social Issues in Contemporary Japan 1	WILLIAM BRADLEY	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2016年度以降生のみ登録可)
今	16000218	051	日本の社会事情	WILLIAM BRADLEY	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	16000218	052	日本の社会事情	WILLIAM BRADLEY	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う (2015年度以前生のみ登録可)
今	16000721	051	Critical Social Issues in Contemporary Japan 2	WILLIAM BRADLEY	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000721	052	Critical Social Issues in Contemporary Japan 2	WILLIAM BRADLEY	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000723	051	The Divisions of Identity in Society	安　武　留　美	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う 学部所属正規学生(2016年度以降生)
今	16000211	051	アイデンティティの社会格差	安　武　留　美	春学期	2	2	1～	学部所属正規一般学生(2015年度以前生)
今	16000723	052	The Divisions of Identity in Society	GARTH WARRIES	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う 学部所属正規学生(2016年度以降生)
今	16000211	052	アイデンティティの社会格差	GARTH WARRIES	秋学期	2	2	1～	学部所属正規一般学生(2015年度以前生)
今	16000724		Statistics for the Social Sciences and Humanities	MYGDALSKYY VOLODYMYR	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う

開講校地	登録コード 科目	登録コード クラス	科目名・クラス	担当者	期間	週時間	単位	配当年次	備考
今	16000725		Introduction to Computer Science and Information Technology	MYGDALSKYY VOLODYMYR	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000727		Introduction to Quantitative Data Analysis	BENJAMIN POIGNARD	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000728		Conservation of Japanese Nature and Environment	有　井　　健	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000730		Science of Natural Disasters	有　井　　健	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000731		Principles of Economics	森　　宏一郎	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000732		Environmental Economics and Sustainability	森　　宏一郎	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16091201	051	Advanced Seminar 1	ANYA CLARISSA BENSON	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16091201	052	Advanced Seminar 1	ANYA CLARISSA BENSON	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16091202	051	Advanced Seminar 2	ROBERT WILLIAM ASPINALL	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16091202	052	Advanced Seminar 2	ROBERT WILLIAM ASPINALL	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16091203	051	Advanced Seminar 3	有　井　　健	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う
今	16000803	053	日本の伝統と芸能	高　　永　珍	春学期	2	2	1～	コリア語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
田	16000806	001	Japanese Thought and Religion 1	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	16000806	051	Japanese Thought and Religion 1	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
田	16000807	001	Japanese Thought and Religion 2	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	16000807	051	Japanese Thought and Religion 2	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
田	16000808	001	Tradition and Art in Japan 1	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	16000808	051	Tradition and Art in Japan 1	IGNACIO ARISTIMUNO	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
田	16000809	001	Tradition and Art in Japan 2	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	16000809	051	Tradition and Art in Japan 2	IGNACIO ARISTIMUNO	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	16000810	051	Japan Today 1	OMAR YUSEF BAKER	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	16000810	052	Japan Today 1	OMAR YUSEF BAKER	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	16000811	051	Japan Today 2	OMAR YUSEF BAKER	春学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）
今	16000811	052	Japan Today 2	OMAR YUSEF BAKER	秋学期	2	2	1～	英語により授業を行う（2018年度以降生のみ登録可）

※ 先行登録が必要な科目があります。各学部の履修要項・登録要領で確認すること。
※ 学部によっては履修できない科目や記載されている配当年次では履修できない場合があります。必ず自分が所属する学部の履修要項・登録要領で確認すること。
※ 文学部およびグローバル・コミュニケーション学部の一部の授業科目ならびに国際教育インスティテュートの授業科目は外国語で開講されているが、この表には記載していない。

※「日本語・日本文化教育科目」、「外国語による科目」についてわからないことがあれば、所属の学部・研究科事務室、各キャンパスの教務センターで相談すること。

同志社大学学則

（2023年4月1日改正）

第1章　総　　則

第1条　本大学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める大学として、学術を教授研究し、あわせてキリスト教的教育の特色を発揮し、国家社会に有用な人物を養成することを目的とする。

第1条の2　本大学は、教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

2　点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3　本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第1条の3　本大学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

第2条　本大学に、学部、大学院その他の教育研究組織を置く。

2　大学院に関する学則は、別にこれを定める。

第2条の2　本大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部において学科毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第2章　学　　部

第1節　修業年限、学年、学期及び休業日

第3条　学部の修業年限は、4年とする。

2　在学年限は、8年を超えることができない。

第4条　削除

第5条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2　学年を次の2学期に分ける。

春学期　4月1日から9月20日まで

秋学期　9月21日から翌年3月31日まで

第6条　休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3)　創立記念日　11月29日

(4)　キリスト降誕日　12月25日

(5)　夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2　前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第2節　学部学科等の組織

第7条　本大学に、次の学部学科を置く。

神学部
　神学科
文学部
　英文学科
　哲学科
　美学芸術学科
　文化史学科
　国文学科
社会学部
　社会学科
　社会福祉学科
　メディア学科
　産業関係学科
　教育文化学科
法学部
　法律学科
　政治学科
経済学部
　経済学科
商学部
　商学科
政策学部
　政策学科
文化情報学部
　文化情報学科
理工学部
　インテリジェント情報工学科
　情報システムデザイン学科
　電気工学科
　電子工学科
　機械システム工学科
　機械理工学科
　機能分子・生命化学科
　化学システム創成工学科
　環境システム学科
　数理システム学科
生命医科学部
　医工学科
　医情報学科
　医生命システム学科
スポーツ健康科学部
　スポーツ健康科学科
心理学部
　心理学科
グローバル・コミュニケーション学部
　グローバル・コミュニケーション学科
グローバル地域文化学部
　グローバル地域文化学科

第7条の2　削除

第7条の3　本大学にキリスト教文化センターを置く。

2　キリスト教文化センターに関する規程は、別に定める。

第7条の4　本大学にハリス理化学研究所を置く。

2　ハリス理化学研究所に関する規程は、別に定める。

第7条の5　削除

第7条の6　本大学に歴史資料館を置く。

2　歴史資料館に関する規程は、別に定める。

第7条の7　本大学に日本語・日本文化教育センターを置く。

2　日本語･日本文化教育センターに関する規程は、別に定める。

第7条の8　本大学に全学共通教養教育センターを置く。

2　全学共通教養教育センターに関する規程は、別に定める。

第７条の９　本大学に国際教育インスティテュートを置く。
２　国際教育インスティテュートに関する規程は、別に定める。
第７条の10　本大学に免許資格課程センターを置く。
２　免許資格課程センターに関する規程は、別に定める。
第７条の11　本大学に学習支援・教育開発センターを置く。
２　学習支援・教育開発センターに関する規程は、別に定める。
第７条の12　本大学にグローバル教育センターを置く。
２　グローバル教育センターに関する規程は、別に定める。
第７条の13　本大学に文部科学省共同利用・共同研究拠点として、赤ちゃん学研究センターを置く。
２　赤ちゃん学研究センターに関する規程は、別に定める。

第３節　教育課程及び履修方法

第８条　各学部学科の教育課程は、各学部学科が学校教育法施行規則第165条の２第１項により定める方針に基づき編成し、履修方法とともに別表Ⅱにこれを定める。
第８条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
３　本大学は、第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
第８条の３　本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
第９条　学生は、所属学部学科の規定に従って、一定単位数の授業科目を履修しなければならない。
２　教育職員免許状を得るための資格及び司書、司書教諭、学芸員の資格を得たい者は、特に指定された授業科目を履修しなければならない。
３　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。
⑴　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって１単位とする。
⑵　実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって１単位とする。
⑶　第１号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前２号に規定する基準を考慮して本大学が定める。
４　前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。
第９条の２　本大学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が学部の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で認定することができる。
２　第27条の２により留学した大学において単位を修得した者には、前項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。
３　外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し修得した単位を、前２項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。
第９条の３　本大学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の定めるところにより単位を与えることができる。
２　前項の単位数は、前条第１項、第２項及び第３項と合わせて60単位を超えないものとする。
第９条の４　本大学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学において修得したものとして認定することができる。
２　本大学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
３　前２項の単位数は、転入学及び編入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第９条の２第１項、第２項及び第３項並びに前条第１項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
第９条の５　第８条の２第２項の授業の方法により修得する単位は、各学部における卒業に必要な単位数から64単位を除いた単位数を上限として、卒業に必要な単位とすることができる。
第９条の６　本大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示する。
２　本大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。
第10条　削除

第４節　試　　験

第11条　履修した授業科目については、春学期及び秋学期の終りに定期試験を行う。また臨時に試験を行うことがある。
第12条　削除
第13条　試験の成績は、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＦで評価し、Ｄ以上の成績を合格とする。ただし、学部の定めるところにより、特定の授業科目については試験の成績を、合格又は不合格で評価することができる。
第14条　疾病その他やむを得ない事由により受験できなかった場合は、その授業科目の試験日の翌日から起算して３日以内に願い出れば、追試験を行うことがある。

第５節　卒業及び学位の授与

第15条　学部学科所定の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、卒業した学部学科の種類により次の学士の学位を授与する。在学期間に関しては、学部の定めるところにより、所定の単位を優れた成績で修得したと認められる者については、３年以上在学すれば足りるものとする。

学士（神学、英文学、哲学、美学芸術学、文化史学、国文学、社会学、社会福祉学、メディア学、産業関係学、教育文化学、法学、政治学、経済学、商学、政策学、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、グローバル・コミュニケーション学、グローバル地域文化学、国際教養）

２　前項に規定する学位には、「学士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

第６節　収容定員及び教育研究実施組織

第16条　各学部の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部学科別	入学定員	編入学定員	収容定員
神学部	63名		252名
神学科	63名		252名
文学部	705名		2,820名
英文学科	315名		1,260名
哲学科	70名		280名
美学芸術学科	70名		280名
文化史学科	125名		500名
国文学科	125名		500名
社会学部	442名		1,768名
社会学科	90名		360名
社会福祉学科	98名		392名
メディア学科	88名		352名
産業関係学科	87名		348名
教育文化学科	79名		316名
法学部	893名		3,572名
法律学科	683名		2,732名
政治学科	210名		840名
経済学部	893名		3,572名
経済学科	893名		3,572名
商学部	893名		3,572名
商学科	893名		3,572名
政策学部	420名		1,680名
政策学科	420名		1,680名
文化情報学部	294名		1,176名
文化情報学科	294名		1,176名
理工学部	756名	20名	3,064名
インテリジェント情報工学科	83名	2名	336名
情報システムデザイン学科	83名	2名	336名
電気工学科	80名	2名	324名
電子工学科	86名	2名	348名
機械システム工学科	96名	2名	388名
エネルギー機械工学科	70名	2名	284名
機能分子・生命化学科	83名	2名	336名
化学システム創成工学科	83名	2名	336名
環境システム学科	51名	2名	208名
数理システム学科	41名	2名	168名
生命医科学部	265名		1,060名
医工学科	100名		400名
医情報学科	100名		400名
医生命システム学科	65名		260名
スポーツ健康科学部	221名		884名
スポーツ健康科学科	221名		884名
心理学部	158名		632名
心理学科	158名		632名
グローバル・コミュニケーション学部	158名		632名
グローバル・コミュニケーション学科	158名		632名
（うち、英語コース	85名		340名）
グローバル地域文化学部	190名		760名
グローバル地域文化学科	190名		760名
計	6,351名	20名	25,444名

第17条　本大学に、教授、准教授、助教及び助手を置く。
２　本大学に、特別任用教授、特別任用助教（有期研究員）及び特別任用助手（有期研究員）を置くことができる。
３　本大学に、客員教授、客員准教授及び客員助教を置くことができる。
第17条の２　本大学に、実験講師を置く。
第18条　本大学に、学長を置く。
２　学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する。
３　学長は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修等を実施する。
４　学長に関し必要な事項は、別に定める。
第18条の２　本大学に、副学長を置く。
２　副学長に関し必要な事項は、別に定める。
第18条の３　本大学に、学部長を置く。
２　学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
第18条の４　本大学に、機構長、部長、所長、館長、室長、別科長等を置く。
第18条の５　本大学に、学長補佐を置くことができる。
２　学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。
第18条の６　本大学に、その事務を遂行するため、職員を置く。
２　事務組織に関する規程は、別に定める。
第19条　本大学の各学部に教授会を置く。
２　教授会は、学部に関する次の事項を審議する。
⑴　学生の入学、退学、休学、卒業等に関する事項及び学位の授与に関する事項
⑵　教育課程に関する事項
⑶　教員の人事に関する事項
⑷　学則、学部諸規程に関する事項
⑸　その他、学部長がつかさどる教育研究に関する事項
３　教授会は、学長から諮問された事項について審議する。
４　教授会は、学生の入学、卒業及び学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
５　教授会の組織及び運営に関する事項は、各学部教授会において定める。
第19条の２　本大学に部長会を置く。
２　大学及び各学部に共通する重要事項は、部長会で審議する。
３　部長会に関する規定は、別に定める。
第19条の３　本大学に大学評議会を置く。
２　大学評議会は、本学の中長期的方針に関わる事項を審議し、その達成状況を検証する。
３　大学評議会に関する規則は、別に定める。
第19条の４　本大学に大学教授会を置く。
２　大学教授会は、大学の重要な事項に関し学長の諮問に応じる。

第７節　入学、転入学、編入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

第20条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学部が必要とする時には、入学の時期を学期の始めとすることができる。
第21条　学部第１年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
⑴　高等学校卒業者
⑵　中等教育学校卒業者
⑶　通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
⑷　高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めたもの
⑸　大学への入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第150条に規定された者
第22条　前条の資格を有する入学志願者について、各学部が学校教育法施行規則第165条の２第１項により定める方針に基づき、高等学校卒業程度の入学試験を行い、入学を許可する。
第23条　学部第２年次及び第３年次では、第２項又は第３項の各号のいずれかに該当する入学志願者について選考を行い、転入学又は編入学を許可することがある。
２　第３年次に転入学又は第２年次若しくは第３年次に編入学することができる者は、次のとおりとする。
⑴　大学第２年次修了者
⑵　短期大学卒業者
⑶　高等専門学校卒業者
⑷　専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第１項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
⑸　短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第２項又は同第177条に規定された者並びに文部省令第１号により大学への編入学を認められた者
⑹　高等学校の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第１項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
３　第２年次に転入学することができる者は、次のとおりとする。
⑴　大学第１年次修了者
⑵　外国の大学において前号に準じる課程を修了した者
４　第３年次に転入学又は編入学することを許可された転入学生及び編入学生の修業年限は２年とし、在学年限は６年を超えることができない。
５　第２年次に転入学又は編入学することを許可された転入学生及び編入学生の修業年限は３年とし、在学年限は７年を超えることができない。
第24条　入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Ⅰの５に定める入学検定料を納入しなければならない。
２　災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することがある。

３　前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

第25条　入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

２　本大学の複数の学部･学科･コース（以下「学部等」という。）の入学許可を得て、一方の学部等の学費を納入した者が、もう一方の学部等へ入学を希望する場合は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の学部等の学費に振替を認めることがある。

３　前項の振替の詳細は、別に定める。

第26条　連帯保証人は１名とし、父又は母（父母のいない者は、これにかわる親戚等）とする。

２　連帯保証人は、その学生の在籍中、本学学費及び本学に損害を与えた場合の損害賠償等の債務につき、極度額の範囲において連帯保証しなければならない。極度額は別表Ｉに定める学費１年分とする。

３　連帯保証人が転籍、転居等をしたときは、その旨直ちに届け出なければならない。

４　連帯保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、あらたに連帯保証人を定めて、届け出なければならない。

第27条　学生が疾病その他やむを得ない事由により、休学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。

２　休学期間は、１年又は半年とする。

３　休学の期間は、通算して４年を超えることができない。

４　休学期間は、第３条並びに第23条第４項及び第５項に定める修業年限、在学年限には算入しない。

第27条の２　学生は、在学中当該学部教授会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学に留学することができる。

２　留学の期間は、第３条並びに第23条第４項及び第５項に定める修業年限及び在学年限に算入できる。

３　留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第28条　学生が、疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、その旨願い出なければならない。

第29条　学長は学力劣等にして成業見込みなしと認める者､又は出席常でない者を、当該学部教授会の審議を経て、諭旨退学させることがある。

第30条　学長は品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該学部教授会において懲戒の対象となりうると認められたときには､けん責､停学又は退学に処することができる。

２　前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

第30条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。ただし、第１号については、春学期末卒業予定者は春学期末、それ以外の者は該当学年末（秋学期入学者は春学期末）、また第２号並びに第３号については、該当学期末に除籍する。

⑴　学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

⑵　在学期間が第３条第２項並びに第23条第４項及び第５項に規定する在学年限を超える者

⑶　学費未納で履修科目の登録をしていない者

第30条の３　退学者及び前条第１項第１号又は第３号により除籍された者が、連帯保証人連署のうえ、再入学を願い出た場合は、それを許可することがある。

なお、除籍された者が再入学を願い出る場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第30条の４　再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

第８節　科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

第31条　各学部等に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

２　科目等履修生のうち、他の大学の学生で、協定に基づき本大学の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。

第32条　科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

２　前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

第33条　削除

第34条　削除

第35条　各学部に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

第36条　聴講生に関する内規は、別に定める。

第36条の２　外国人留学生に関する内規は、別に定める。

第９節　学　　費

第37条　在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときに、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。

２　外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。

３　履修料及び聴講料は､所定の期間内に納入しなければならない。

第38条　学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、研修料を含む。)、教育充実費、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Ｉから別表Ｉの４にこれを定める。

２　協定に基づくダブルディグリープログラムにより、本大学から１学期間以上留学する者は､特別在籍料を納入するものとし､入学金を除く他の学費の納入を要しない。

３　休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。

４　第31条第２項に定める、協定に基づき本大学の授業科目を履修するため、他の大学から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については､当該大学との協定に基づき設定する。

５　いったん納入した学費は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

６　履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。

７　退学者又は除籍された者については､別に定める場合を除き、当該学期の学費を徴収する。

8　第30条第１項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。

第39条　やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。

2　前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。

第39条の２　本大学は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、授業料及び入学金の減免を行う。

2　前項の授業料及び入学金の減免の詳細は、別に定める。

第39条の３　災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。

2　前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第３章　附　属　施　設

第40条　図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。

2　大学には学部研究室、実験室、研究所等を設ける。

第41条　寄宿舎を設け、一部学生を入舎させる。

第42条　学生支援機構保健センターを設け、教職員及び学生の保健医療に当る。

附　則

1　この学則は、2005年４月１日から施行する。

2　第27条第３項の規定は、1989年度入学生から適用する。

3　第9条に規定する教育職員免許状を得るための資格（高等学校地理歴史・公民科）については、1990年度入学生から適用する。

4　第７条、第16条は、知識工学科設置、機械工学科、機械工学第二学科の機械システム工学科、エネルギー機械工学科への名称変更及び工業化学科、化学工学科の機能分子工学科、物質化学工学科への改組転換により1994年４月１日から改正施行する。

5　第７条は、学部第２部を1997年度入学生から学生募集停止及び文学部第１部、法学部第１部、経済学部第１部、商学部第１部の文学部、法学部、経済学部、商学部への名称変更により1997年４月１日から改正施行する。

第16条は、文学部英文学科、文化学科国文学専攻、法学部法律学科、政治学科、経済学部、商学部に昼間主コース、夜間主コースを設置。これにともなう学部、学科の収容定員増加変更により1997年４月１日から改正施行する。

なお、各学部の第２部は、当該学部の第２部に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。（1997年４月１日改正）

6　第７条、第16条は、神学部に神学科、経済学部に経済学科、商学部に商学科の学科名明示により、1999年４月１日から改正施行する。（1999年４月１日改正）

7　第７条、第16条は、文学部社会学科新聞学専攻のメディア学専攻への名称変更、政策学部政策学科、工学部情報システムデザイン学科及び環境システム学科の設置により2004年４月１日から改正施行する。（2004年４月１日改正）

8　第７条は、文学部の改組・再編による文化学科、社会学科及び各学科内の専攻の廃止、それに伴う文学部哲学科、心理学科、美学芸術学科、文化史学科、国文学科及び社会学部社会学科、社会福祉学科、メディア学科、産業関係学科、教育文化学科の設置並びに文化情報学部文化情報学科の設置により2005年４月１日から改正施行する。

第16条は、文学部の改組・再編に伴う学部・学科の設置及び文化情報学部の設置並びに法学部及び経済学部の昼間主コース、夜間主コースの廃止により2005年４月１日から改正施行する。

なお、廃止する文化学科及び社会学科の各専攻並びに法学部及び経済学部の昼間主コース及び夜間主コースは、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各学科･専攻及びコースは、当該学科・専攻及びコースに在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。（2005年４月１日改正）

9　第13条に規定する試験の成績評価は、2004年度第1年次入学生から適用し、2003年度以前の入学生については、従前の規程による。

10　第15条に規定する学位は、2005年度第１年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

11　第30条の３に規定する再入学は、2004年度第１年次入学生から適用する。

12　第８条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2005年度第１年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。

13　第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。 2004年度以前の入学生については、従前の学費による。

14　第38条第１項の別表Ⅰに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生のうち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附　則

1　この学則は、2006年４月１日から施行する。

2　第7条及び第16条は、工学部知識工学科の名称変更により、改正･施行する。なお、知識工学科は、2006年度より学生募集を停止する。ただし、当該学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規定は、従前によるものとする。

3　第８条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2006年度第１年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。

4　第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　則

1　この学則は、2007年４月１日から施行する。

2　第16条は、文学部英文学科及び国文学科の昼間主コース、夜間主コースの廃止により、改正・施行する。なお、文学部英文学科及び国文学科の昼間主コース及び夜間主コースは、2007年度より学生募集を停止する。ただし、当該コースは、当該コースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

3　第８条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2007年度第１年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に

定めるもののほか、従前の教育課程表による。
4　第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　則

1　この学則は、2008年4月1日から施行する。
2　第7条は、理工学部数理システム学科、生命医科学部医工学科、医情報学科、医生命システム学科及びスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の設置並びに工学部、機能分子工学科及び物質化学工学科の理工学部、機能分子・生命化学科及び化学システム創成工学科への名称変更により、改正・施行する。
　第16条は、政策学部政策学科の昼間主コース及び夜間主コースの廃止、理工学部数理システム学科、生命医科学部及びスポーツ健康科学部の設置並びにこれにともなう学部・学科の収容定員変更及び工学部、機能分子工学科及び物質化学工学科の理工学部、機能分子・生命化学科及び化学システム創成工学科への名称変更により改正・施行する。
　なお、政策学部政策学科の昼間主コース及び夜間主コース並びに工学部は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各学部・学科及びコースは、当該学部・学科及びコースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
3　第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
4　第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　則

1　この学則は、2009年4月1日から施行する。
2　第7条は、心理学部心理学科の設置及びそれにともなう文学部心理学科の廃止により、改正・施行する。
　第16条は、心理学部心理学科の設置及びそれにともなう文学部心理学科の廃止並びに学部・学科の収容定員変更により改正・施行する。
　なお、文学部心理学科は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、文学部心理学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
3　第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
4　第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　則

1　この学則は、2010年4月1日から施行する。
2　第8条の別表Ⅱの各学部教育課程表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
3　第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　則

1　この学則は、2011年4月1日から施行する。
2　第7条及び第16条は、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の設置により、改正・施行する。
3　第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附　則

1　この学則は、2012年4月1日から施行する。
2　第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附　則

1　この学則は、2013年4月1日から施行する。
2　第7条は、グローバル地域文化学部グローバル地域文化学科の設置により、改正・施行する。
　第16条は、学部・学科の収容定員変更、商学部商学科の昼間主コース及び夜間主コースの廃止並びにグローバル地域文化学部グローバル地域文化学科の設置により、改正・施行する。
　なお、商学部商学科の昼間主コース及び夜間主コースは、2013年度より学生募集を停止する。ただし、当該コースは、当該コースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
3　第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附　則

1　この学則は、2014年4月1日から施行する。
2　第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附　則

1　この学則は、2015年4月1日から施行する。
2　第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
3　第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　　則

1　この学則は、2016年4月1日から施行する。

2　留学生別科は、2016年度より学生募集を停止する。ただし、当該組織に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

3　第８条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2016年度第１年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材育成目的及び教育課定表による。

4　第38条第１項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　　則

1　この学則は、2017年4月1日から施行する。

2　第８条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2017年度第１年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

3　第38条第１項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　　則

1　この学則は、2018年4月1日から施行する。

2　第８条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2018年度第１年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

3　第38条第１項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　　則

1　この学則は、2019年4月1日から施行する。

2　第８条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2019年度第１年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

3　第38条第１項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2019年度入学生に適用する。2018年度以前の入学生については、従前の学費による。

なお、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年４月１日以降に再入学する学生に適用する。

4　第38条第１項の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年４月１日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附　　則

1　この学則は、2020年４月１日から施行する。

2　第７条及び第16条は、理工学部エネルギー機械工学科の名称変更により改正・施行する。

なお、理工学部エネルギー機械工学科は、2020年度より学生募集を停止する。ただし、当該学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

3　第８条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2020年度第１年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

4　第38条第１項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2020年度入学生に適用する。2019年度以前の入学生については、従前の学費による。

附　　則

1　この学則は、2021年４月１日から施行する。

2　第８条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2021年度第１年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附　　則

1　この学則は、2022年４月１日から施行する。

2　第８条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2022年度第１年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

3　第26条に規定する連帯保証人は、2022年度第１年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、従前の規程による。

附　　則

1　この学則は、2023年４月１日から施行する。

2　第８条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2023年度第１年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

3　第26条第２項に規定する極度額は、2023年度第１年次入学生から適用する。2022年度の入学生については、 従前の規定による。

4　第38条第１項の別表Ⅰに定める学費のうち、 入学金、 授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

別表Ⅰ　学　費

入学金、授業料及び教育充実費　（年額）

		入　学　金	授　業　料	教育充実費
神学部 文学部 社会学部 法学部 経済学部 商学部 政策学部 グローバル地域文化学部	第１年次	200,000円	753,000円	162,000円
	第２年次		953,000円	162,000円
	第３年次		953,000円	162,000円
	第４年次		953,000円	162,000円
文化情報学部	第１年次	200,000円	862,000円	175,000円
	第２年次		1,062,000円	175,000円
	第３年次		1,062,000円	175,000円
	第４年次		1,062,000円	175,000円
理工学部（数理システム学科を除く）生命医科学部	第１年次	200,000円	1,250,000円	245,000円
	第２年次		1,450,000円	245,000円
	第３年次		1,450,000円	245,000円
	第４年次		1,450,000円	245,000円
理工学部（数理システム学科）	第１年次	200,000円	1,173,000円	245,000円
	第２年次		1,373,000円	245,000円
	第３年次		1,373,000円	245,000円
	第４年次		1,373,000円	245,000円
スポーツ健康科学部	第１年次	200,000円	895,000円	175,000円
	第２年次		1,095,000円	175,000円
	第３年次		1,095,000円	175,000円
	第４年次		1,095,000円	175,000円
心理学部	第１年次	200,000円	912,000円	183,000円
	第２年次		1,112,000円	183,000円
	第３年次		1,112,000円	183,000円
	第４年次		1,112,000円	183,000円
グローバル・コミュニケーション学部	第１年次	200,000円	862,000円	183,000円
	第２年次		1,062,000円	183,000円
	第３年次		1,062,000円	183,000円
	第４年次		1,062,000円	183,000円

(1) 授業料及び教育充実費については、各々２分の１を春学期学費及び秋学期学費とする。
(2) ４年を超えて在籍した場合（再修生）の学費は、第４年次の学費を適用する。
(3) 転入学生及び編入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学又は編入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生に限り、入学金は２分の１とする。
(4) 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度４月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。

ダブルディグリープログラムによる留学期間	特別在籍料
１　年	300,000円
１学期	150,000円

休学在籍料

休学期間	休学在籍料
１　年	120,000円
半　年	60,000円

・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表Ｉの２　履修料

履修登録料	全　　学　　部	25,000円
履　修　料 （１単位につき）	神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部	21,000円
	文化情報、スポーツ健康科学部	23,000円
	理工、生命医科学部	31,000円
	心理、グローバル・コミュニケーション学部	24,000円

(1) 履修料の総額が当該年度の第１年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
(2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、２分の１とする。
(3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
(4) 複数の学部に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表Ｉの３　聴講料

聴講登録料	全　　学　　部	25,000円
聴　講　料 （１単位につき）	神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部	14,000円
	文化情報、スポーツ健康科学部	15,000円
	理工、生命医科学部	21,000円
	心理、グローバル・コミュニケーション学部	16,000円

(1) 聴講料の総額が当該年度の第１年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。
(2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、２分の１とする。
(3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
(4) 複数の学部に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表Ｉの４　外国人留学生（特別学生）入学金及び研修料

	入　学　金	研　修　料（年額）	研　修　料 （年度内の在学期間が7月以内の場合）
神学部 文学部 社会学部 法学部 経済学部 商学部 政策学部 グローバル地域文化学部	25,000円	420,000円	210,000円
文化情報学部 スポーツ健康科学部	25,000円	460,000円	230,000円
理工学部 生命医科学部	25,000円	620,000円	310,000円
心理学部 グローバル・コミュニケーション学部	25,000円	480,000円	240,000円
グローバル教育センター 日本語・日本文化教育センター	25,000円	636,000円	318,500円

(1) 研修料については、２分の１を春学期学費及び秋学期学費とする。
(2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。
(3) 期間延長者（同志社大学外国人留学生内規第４条第２項該当者）については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。
(4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。
(5) 特別学生が、年度内に20単位（グローバル教育センター及び日本語・日本文化教育センターは、30単位）を超えて学科目登録をする場合は、超過する分１単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Ｉの２に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Ｉの２に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Ｉの２に定める履修料相当額を、グローバル教育プログラム科目、日本語・日本文化教育プログラム科目及び日本語・日本文化教育科目を登録するときは学則別表Ｉの２に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。

⑹ 研修料の総額が当該年度の第１年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。
⑺ 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表Ｉの５　入学検定料

区分			金額
一般選抜入学試験 推薦入学試験 転入学試験 編入学試験			35,000円
大学入学共通テストを利用する入学試験	個別学力検査を課す場合		25,000円
	個別学力検査を課さない場合		15,000円
アドミッションズオフィスによる入学者選抜		第１次審査	25,000円
		第２次審査	10,000円
推薦選抜入学試験 自己推薦入学試験 その他特別入学試験			35,000円
推薦選抜入学試験における二段階選考 自己推薦入学試験における二段階選考 その他特別入学試験における二段階選考		第１次選考	10,000円
		第２次選考	25,000円
外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験 外国人留学生転入学試験 外国人留学生編入学試験	書類選考および学部独自試験を課す場合		15,000円
	書類選考のみの場合		10,000円
グローバル・コミュニケーション学部（日本語コース）入学試験	書類選考および学部独自試験を課す場合		15,000円
	書類選考のみの場合		10,000円
国際教育インスティテュート（国際教養コース）入学試験			15,000円

別表Ⅱ　各学部人材養成目的及び教育課程表（省略）

学 部 一 般 内 規

（2022年4月1日改正）

学 年 暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し特別の通知・掲示がない限り、このとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学籍番号

1　学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。

2　第２年次転入学生及び編入学生には、第２年次生の入学年度を冠した学籍番号が付与される。

3　第３年次転入学生及び編入学生には、第３年次生の入学年度を冠した学籍番号が付与される。

4　再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学 生 証

1　学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。

2　学生証は、卒業、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。

3　学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。

4　学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

1　履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。

2　合格となった科目は、再度登録履修することはできない。

3　各年次で登録履修できる単位数は、春学期及び秋学期合計50単位に満たない範囲内において学部の定めるところによる。

4　前項の規定にかかわらず、転入学生及び編入学生の登録履修できる最高単位数は、学部の定めるところによる。

学 業 成 績

1　学修の成果は、定められた期間に実施される定期試験、臨時に行われる試験及び授業内に行われる多面的評価等に基づき、成績として評価される。

2　成績は、成績原簿に記録される。

3　不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

試　　験

1　試験上の注意

(1)　学費未納のままでは受験できない。

(2)　未登録の授業科目は、受験できない。

(3)　授業日数の３分の２以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。

(4)　試験には、必ず学生証を持参しなければならない。

(5)　試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。

(6)　論文・レポート試験及びe-learning等　Learning Management System（LMS）による試験に関する注意事項等は別に定める。

(7)　試験にかかる不正行為があって、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格とし、これを公表する。ただし、当該学部が定める科目については除く。

(8)　その他、試験に関する注意事項等は別に定める。

(9)　試験上の注意は授業内に行われる多面的評価に適用することがある。

2　追 試 験

(1)　病気又はやむを得ない事由のために、定期試験又は学部教授会が認める臨時試験を受験できなかった者に追試験を行うことがある。やむを得ない事由は別に定める。

(2)　受験希望者は、追試験願を、当該科目試験日の翌日から起算して３日以内に提出しなければならない。ただし、課外活動のため受験できない場合、追試験願は事前に提出し承認を受けなければならない。

(3)　追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する書類を添付しなければならない。必要な証明書類は別に定める。

(4)　１科目につき1,000円の追試験料を納入しなければならない。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

1　届　　書

(1)　欠　席　届　　授業科目担当者名明記、理由書（診断書等）添付のこと。

(2)　改 姓(名)届　　戸籍抄本添付のこと。

(3)　住 所 変 更 届　　新旧住所併記のこと。

(4)　連帯保証人変更届　　新旧連帯保証人併記のこと。

2　願　　書

(1)　休　学　願　　理由書（診断書等）添付のこと。

(2)　退　学　願　　理由書添付のこと。

⑶　再 入 学 願　　理由書添付のこと。
⑷　在 学 留 学 願　　留学する大学の入学許可書添付のこと。
⑸　転学部･転学科願　　理由書添付のこと。
⑹　追　試　験　願　　理由及び受験科目名記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該学部教授会の審議を経て処理される。

教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再　入　学

1　退学日又は除籍日から５年以内は、当該学部教授会の審議を経て、再入学を許可する。５年を経過したときは、試験のうえ、教授会の判定によって再入学を許可する。

2　再入学の時期は、学期の始めとする。

3　再入学を許可する学部･学科等は、退学又は除籍時の学部･学科等とする。ただし、退学又は除籍時の学部・学科等が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する学部教授会は、学長が指定する。

4　再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。

5　再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。

転学部・転学科

1　転学部及び転学科は、やむを得ない事情の生じた場合に限り、第２年次から第３年次に進むとき、関係学部教授会の審議を経て許可することがある。なお、学部教授会が特に必要と認めた場合は、第１年次から第２年次に進むときも当該学部内において転学科を許可することがある。

2　いったん転学部・転学科を許可した学生の再転学部・転学科は認めない。

3　転学部・転学科願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

学 士 入 学

学士入学は、転入学・編入学試験を受けなければならない。ただし、本学卒業生は、同一学部学科への学士入学は認められない。

免許資格課程登録料

免許資格課程を登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

⑴　教職課程　30,000円
⑵　博物館学芸員課程　10,000円
⑶　図書館司書課程　10,000円

2　免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸　会　費

本学が代理徴収を行う学会、父母会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

定期健康診断

学生は、毎年、学期始めに行う定期健康診断を必ず受けなければならない。疾病その他やむを得ない理由によって定期健康診断を受けることができなかった者は、その理由のなくなった後、速やかに受けなければならない。

附　則

この内規は、2022年４月１日から施行する。

外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規

（設置）

第１条　本学の学部又は大学院の学生が、本学の教育課程の一環として学則第27条の２、大学院学則第20条の２、専門職大学院学則第29条又は法科大学院学則第15条により留学する場合は、この内規の定めるところによる。

（教育機関の定義）

第２条　この内規にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

２　外国の大学の調査認定は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が行う。

（留学の定義）

第３条　この内規にいう留学とは、本学の許可を受けて外国の大学に在学し、科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

（条件）

第４条　この内規の適用を受けて留学する学生は、次の要件を満たさなければならない。ただし、大学院学生には適用しない。

⑴　本学に１年以上在学していること。

⑵　30単位以上修得していること。

２　前項第２号は、当該学部教授会の認める特別の事情がある場合には、適用しない。

（学籍）

第５条　この内規の適用を受けて留学する学生の本学学籍上の取扱いは、在学留学とし、休学としない。ただし、学生が休学を認められ、外国の大学で学修する場合は、この内規は適用しない。

（期間）

第６条　在学中に留学できる期間は、１年以内とする。在学留学期間の算定は、留学先大学の別にかかわらず、当該教育課程における在学留学期間の通算にて行う。

２　当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、１年間を限度として、在学留学期間の延長を許可する。

（履修）

第７条　留学する大学での履修については、留学前に留学する大学の授業科目を検討した上、当該学部又は研究科の指導を受けなければならない。

（学生納付金）

第８条　この内規の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学生納付金を納入しなければならない。

（手続）

第９条　外国の大学に留学する学生で、この内規の適用を希望する場合は、在学留学願を当該学部長又は研究科長を通じて学長に提出するものとする。

２　出発・帰国に際しては、留学出発・帰国届を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

３　在学留学期間の延長を願い出る場合は、在学留学延長願を当該学部長又は研究科長を通じて、学長に提出するものとする。

（単位認定）

第10条　単位認定を受けようとする者は、帰国後速やかに、次に掲げる必要書類（留学した大学の発行するもの）を添付した取得単位認定願を、当該学部長又は研究科長に提出するものとする。

⑴　成績証明書（時間数、単位数、科目名を明記したもの）

⑵　指導教員又はこれに準ずる教員の所見を記したもの

⑶　受講した科目の内容を説明した教授細目

⑷　大学履修要項

２　当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、関係機関と協議の上審議し、留学した大学での取得単位を学則の定めるところにより認定することができる。

（帰国後の登録及び履修）

第11条　留学した学生の帰国直後の春学期又は秋学期における登録及び履修については、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。なお、設置科目によっては関係機関との協議を必要とする。

（事務）

第12条　この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

（改廃）

第13条　この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この内規は、2015年４月１日から施行する。

同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規

（目的）

第１条　この内規は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度を設け、本学の外国協定大学に学生を派遣し、もって本学建学の精神である国際主義を体得した学生を養成することを目的とする。

（定義）

第２条　この制度による外国協定大学派遣留学生とは、本学と外国の大学との大学間協定に基づき、学長の推薦により、外国の大学に留学する学生をいう。

（取扱い）

第３条　外国協定大学派遣留学生として留学をする場合は、この内規によるほか、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」の定めるところによる。

（出願条件）

第４条　外国協定大学派遣留学生として出願できる学生は、学力、人物共に優秀で本制度の趣旨をよく理解し、留学年度の４月１日現在、学部２年次生以上の者又は大学院に在学中の者とする。

（義務）

第５条　外国協定大学派遣留学生として留学を希望する学生は、募集要項に定める出願書類を指定された期日までに提出しなければならない。

（推薦方法）

第６条　外国協定大学派遣留学生は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が候補者を決定し、留学先大学に推薦する。

（候補者の決定）

第７条　外国協定大学派遣留学生の最終決定は、留学先大学による当該留学生の受入れ決定に基づき、学長がこれを行う。

（留学期間）

第８条　留学期間は、留学先大学の正規の１年以内とする。ただし、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が外国協定大学への在学留学期間の延長を認めることがある。

（事務）

第９条　この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

（改廃）

第10条　この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附　則

この内規は、2015年４月１日から施行する。

学 業 履 修 に つ い て

本学のカリキュラム（教育課程）は、各学部・学科の教育上の目的を達成するために、学部ごとに定められています。本学において卒業するためには、所定の単位を修得し、この課程を修めなければなりません。

各学部のカリキュラムに定める授業科目の登録・履修にあたっての詳細な説明・手続については、本要項および各学部ごとに作成されている『登録要領』を参照してください。なお、各授業科目の内容については『シラバス』を参照してください。

障がいのある学生への受講に対する配慮

身体、精神・発達等に障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「合理的配慮」について検討します。

合理的配慮を希望される場合は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA 室）までご相談ください。

単　位　制

単位制とは、各学部ごとに定められた授業科目を登録･履修し、試験に合格することによりそれぞれの授業科目の所定の単位を得、修業年限中に卒業に必要な単位数を修得していく制度です。

現在の我が国の大学制度は単位制度を基本としており、下記に記載している学則のとおり、１単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。授業だけでなく、準備学習や復習の時間の重要性をよく理解しておくようにしてください。

卒業必要単位数は学部によって異なるので、所属学部の欄を参照してください。学部授業科目の単位数の計算は、次の基準によります（学則第９条 ３項 ４項）。

３　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

（1）　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって１単位とする。

（2）　実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって１単位とする。

（3）　第１号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前２号に規定する基準を考慮して本大学が定める。

４　前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

授 業 時 間

本学における授業時間は１講時について90分とし、これを２時間と計算しています。例えば、「春学期・週２時間」とは、春学期期間中に90分の授業が週１回行われるということであり、「秋学期・週４時間」とは、秋学期期間中に90分の授業が週２回行われるということです。

講　時	授　業　時　間
1	9：00 ～ 10：30
2	10：45 ～ 12：15
3	13：10 ～ 14：40
4	14：55 ～ 16：25
5	16：40 ～ 18：10
6	18：25 ～ 19：55
7	20：10 ～ 21：40

休　　講

授業は、学年暦によって行われますが、担当者の公務、出張、学会、病気などによって休講となる場合もあります。休講に関する情報は本学学修支援システム DUET（以下 DUET という）で確認することができます。急な休講や休講取消もありますので、DUET を適宜確認するようにしてください。なお、休講情報もなく、講義が始まらない場合は各キャンパスの教務センターへ申し出て、確かめるようにしてください。

補　　講

補講に関する情報は､DUET で確認することができます。日時、教室などをよく確認して受講してください。

集 中 講 義

科目によっては、特定期間内に集中して行う講義（集中講義）があります。詳細については、すべて掲示によって連絡します。

授 業 教 室

(1) 学部授業時間割表は、科目登録･履修に必要な書類とともに、各自に配付されますが、それ以後の教室変更などは、DUET でお知らせしますので、よく注意してください。なお、秋学期開講科目の学部授業時間割表は、９月中旬にあらためて公開、配付します。

(2) 開講当初の授業教室は､学部授業時間割表に記載しています。授業教室は登録者数の増減により変更することがありますので､DUET で変更教室を確認のうえ、授業に出席してください。

(3) 授業教室名はすべて略号と教室番号で記載されています（次頁表）。例えば、京田辺校地の場合「１－201」は知真館１号館201番教室（２階)、「ＫＤ202」は恵道館202番教室（２階）を、また、今出川校地の場合「Ｚ地１（ＺＢ１)」は尋真館地下１番教室（地階)、「Ｓ32」は至誠館32番教室（３階）を表すものです。

(4) 授業教室は、臨時に変更することがあります。この場合は「臨時教室変更」として DUET でお知らせしますので、その講時のみ変更された教室で受講してください。

〔京田辺キャンパス〕

略　号	館　　名
（ＴＣ）１	知真館１号館
（ＴＣ）２	知真館２号館
（ＴＣ）３	知真館３号館
ＫＤ	恵　道　館
ＴＳ	頌　真　館
ＭＫ	夢　告　館
ＪＭ	情報メディア館
ＲＭ	ローム記念館
ＫＲ	交　隣　館
ＲＧ	理 化 学 館
ＩＮ	医　心　館
ＹＥ	有 徳 館 西 館
ＹＭ	有 徳 館 東 館
ＳＣ	至　心　館
ＫＣ	香　知　館
ＨＳ	報　辰　館
ＳＯ	創　考　館
ＣＧ	知　源　館
ＳＪ	知証館南館　心理学実験室
Ｄ	知証館南館　電気系実験実習棟
ＩＪ	知証館北館　機械系実験実習棟
ＭＳＩ	知証館北館　機械実習工場
ＭＳ２	実習工場別棟
ＨＣ	訪　知　館
ＢＪ	磐　上　館
ＫＨＨ	香柏館高層棟
ＫＨＬ	香柏館低層棟
ＤＶ	デイヴィス記念館
ＴＷ	体育シャワー棟

〔今出川キャンパス〕

Ｎ	寧　静　館
Ｍ	明　徳　館
Ｓ	至　誠　館
Ｋ	弘　風　館
Ｇ	神　学　館
Ｆ	扶　桑　館
ＣＬ	クラーク記念館
Ｈ	博　遠　館
Ｔ	徳　照　館
ＫＥ	光　塩　館
ＲＹ	良　心　館

〔新町キャンパス〕

Ｚ	尋　真　館
Ｒ	臨　光　館
ＳＳ	新　創　館
ＫＳ	渓　水　館

〔烏丸キャンパス〕

ＳＫ	志　高　館

〔室町キャンパス〕

ＫＭＢ	寒　梅　館

〔大阪サテライト〕

ＯＳ	大阪サテライト

情報教室（京田辺キャンパス）

略　称	教　室　名	館　　名
ＪＭ101	情報メディア館演習室１	情報メディア館１階
ＪＭ102Ａ～Ｃ	情報メディア館情報道場1~3	情報メディア館１階
ＪＭ201～206	情報メディア館201～206番教室	情報メディア館２階
ＪＭ301～306	情報メディア館301～306番教室	情報メディア館３階
ＪＭ402～406	情報メディア館402～406番教室	情報メディア館４階
ＴＳ101・102	頌真館101・102番教室	頌真館１階
TS202	頌真館202番教室	頌真館２階

情報教室（今出川キャンパス）

Ｋ21・22・25	弘風館21・22・25番教室	弘風館２階
RY307～315	良心館307～315番教室	良心館３階

情報教室（新町キャンパス）

Ｒ303・304	臨光館303・304番教室	臨光館３階

情報教室（烏丸キャンパス）

SK地１・地９	志高館地下１・地下９番教室	志高館地階

ＫＳＲ	継　志　寮

授業の録音・録画等について

科目担当者が事前に許可した場合を除き、次の行為を禁止します。

(1)授業の撮影（黒板・スクリーン等の撮影を含む）
(2)授業の録音・録画
(3)授業において配付した資料の複写
(4)視聴のためにサーバ等に保存した授業動画のダウンロード
(5)上記(1)～(4)により取得したものの第三者への譲渡・公開等

試験および授業内に行われる多面的評価について

本学の成績評価は、試験と授業内に行われる多面的評価により行います。

１．試　　験

試験には下記の種類があります。

(1)定期試験

各学期末の定められた期間に行われる試験を定期試験といいます。

(2)臨時試験

定められた期間以外に行われる試験を臨時試験といいます。

(3)追試験

病気またはやむを得ない理由のために、定期試験または学部教授会が認める臨時試験を受験できなかった場合に限り行われる試験を追試験といいます。受験希望者は以下の点に注意してください。

ａ．当該科目の試験日の翌日から起算して３日以内（窓口業務休止日を除く）に、追試験願を所属学部・研究科窓口に提出しなければならない。ただし、課外活動のために受験できない場合、追試験願は事前に提出し承認を受けなければならない。
ｂ．追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する以下の書類を添付しなければならない。
ｃ．１科目につき1,000円の追試験料を必要とする。ただし、裁判員制度および検察審査会制度を事由とする追試験については、追試験料を免除する。なお、追試験を未受験であった場合でも追試験料は返還しない。
ｄ．追試験は通常の試験と同等に評価される。減点はされない。
ｅ．レポート試験は追試験の対象にはなりませんが、提出締切日・時間に突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わなくなった場合は、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り、指示を受けること。
ｆ．追試験も何らかの事情により受験できなかった場合には、これに対する追試験は実施しない。

対象事由例	必要な証明書類
本人の病気、怪我	医師の診断書（試験当日安静が必要である旨の記載が必要） 学校感染症の場合は、大学所定の『「学校において予防すべき感染症」罹患証明書』でも可
親族（２親等内）死亡 （適用期間は次のとおりとする。 ・死亡日を１日目とした７日以内。 ・死亡前日を１日目として遡った３日以内。）	死亡診断書、会葬案内等
教育実習	免許資格課程センター事務室の証明書
介護等体験	免許資格課程センター事務室の証明書
館園実習	免許資格課程センター事務室の証明書
社会福祉援助、精神保健福祉援助に関する実習	社会学部・社会学研究科事務室の証明書
公認心理師に係る心理実習	心理学部・心理学研究科事務室の証明書
就職試験（注１）	企業等が発行する就職試験受験証明書（大学所定用紙あり）
大学院入学試験	当該大学院が発行する受験証明書
正課科目のインターンシップ	キャリアセンター、または大学コンソーシアム京都が発行する証明書
大学コンソーシアム京都単位互換科目の定期試験	当該科目設置大学が発行する受験証明書
国家試験	当該試験の受験票
課外活動	事前届出に基づく学生支援センターの証明書
災害	被災証明書
交通機関の事故、不通（１時間以上(注２)の延着の場合に限る。）	交通機関の延着証明書
裁判員制度 ・裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ・裁判員、補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書
検察審査会制度 ・検察審査員、補充員として職務に従事	検察審査会事務局が発行する証明書

（注１）採用に関わらないセミナー、説明会を除く。追試験の対象事由について判断しかねる場合は、キャリアセンターに問い合わせてください。
（注２）１時間未満の場合は、その都度教務部で対応を決定する。

2．試験上の注意

(1) 受験のためには次の条件を備えていることが必要です。
　a．有効な登録がなされた科目であること。
　b．学費納入が済んでいること。
　c．科目担当者の指定する条件を備えていること。なお、授業日数の３分の２以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取消すことがある。

(2) 試験場においては次のことを守らなければなりません。
　a．指定された試験場で受験すること。
　b．必ず学生証を持参し、机上に提示すること。万一、持参しなかった場合は、その試験の始まる前に証明書自動発行機（発行手数料100円）で仮学生証を発行すること。
　c．持込みを許された物以外はすべて鞄・袋などに入れること。なお、携帯電話（スマートフォンを含む）、パソコン（モバイルPC等を含む）、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等（以下「携帯機器類」という。）については、電源を切って鞄や袋などにしまうこと（携帯機器類は時計代わりの使用も認めない）。
　d．試験開始より15分以上遅刻したものは受験できない。また、試験開始後30分を経過するまでは退室できない。
　e．受験者は学生証と答案用紙の氏名との照合確認を受けること。
　f．答案用紙の学生ID、氏名は必ずペン書とする。
　g．試験を放棄する場合も答案用紙に学生ID、氏名を記入して提出すること。答案用紙を持ち帰ってはならない。
　h．その他すべて試験監督者の指示に従うこと。

(3) 次の場合には、その答案は無効とみなされることがあります。
　a．無記名の場合。
　b．指定された試験場で受験しなかった場合。
　c．氏名を訂正した場合。

(4) 次の行為は、不正行為として取り扱います。
　a．本人以外の者が、本人になりすまして試験を受けること。
　b．試験を受験するにあたって、机上や衣服、身体等に書き込みをすること。
　c．試験を受験するにあたって、持ち込みや使用を認められたものに書き込みをする等、本来の使用目的と異なる使い方をすること。
　d．試験時間中に、カンニングペーパー類や持ち込みを許可されていない参考書・ノート類を持ち込んだり、他の受験生の答案を見ること、他の人から答えを教わること。
　e．試験時間中に、答えを教える等の他の受験生を利するような行為をすること。
　f．答案用紙配付から回収までの私語や答案の見せ合い、交換をすること。
　g．その他、試験監督者の指示に従わないこと。

(5) 次の行為は、不正行為として取り扱う場合があります。
　a．試験時間中に、使用を認められていない用具を使用して解答すること。
　b．試験監督者の試験開始の指示の前に解答を始めること。
　c．試験監督者の試験終了の指示の後に、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
　d．試験場において、他の受験生の迷惑となる行為をすること。
　e．試験時間中に、携帯電話（スマートフォンを含む）、パソコン（モバイルPC等を含む）、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機能を有する機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等（以下「携帯機器類」という。）を身に付けていたり、指示された以外の場所・状態で保管していること。
　f．試験時間中に、携帯機器類・時計等の音（着信、アラーム、振動音等）を鳴らすこと。
　g．その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

(6) 前２項の不正行為があって、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格（2004年度生以降）または０点（2003年度生以前）とし、これを公表する（ただし、当該教授会が定める科目については除く）。

講　時	試　験　時　間
1	9：20～10：30
2	11：00～12：10
3	13：25～14：35
4	15：05～16：15
5	16：45～17：55
6	18：25～19：35
7	20：05～21：15

3．論文・レポート試験の注意

(1) 論文・レポート提出時は、次のことに注意すること。
　a．論文・レポートには所定の表紙（同志社生協で販売又は、https://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/exam_type.html でダウンロード可）を付けること。
　b．表紙およびレポート受領書は、ペン書きのこと。
　c．学生証を持参のうえ、必ず本人が提出すること。郵送は認めない。
　d．提出締切日・時間に遅れた論文・レポートは、受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り指示を受けること。
　e．一度提出したレポートは、提出締切日前であっても加筆・修正はできない。
　f．レポート受領書は、評価が出るまで大切に保管すること。

〈見本〉　原稿用紙　　レポート用紙

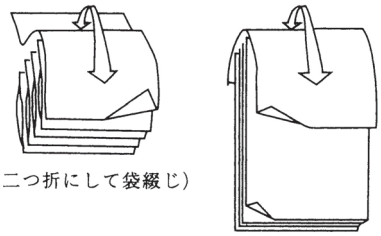

（二つ折にして袋綴じ）

(2) 論文・レポートに関する不正行為について。
　次のような論文・レポートの不正作成は、筆記試験におけると同様に不正行為として取扱い、教授会が認定した場合は学部一般内規に従って処分の対象とします。
　a．論文・レポートの作成にあたって、他人の著作物やWEB上の情報等を参照・引用したにもかかわらず、引用部分の明示や出典の記載もなく、自身で作成したように記述すること。
　b．他人が作成した論文・レポートを自分のものとして提出すること。

窓口受付時間（開講期間）

		月～金曜日	土 曜 日
今出川※	今出川キャンパス教務センター 文学部、法学部、経済学部、今出川校地教務課、免許資格課程センター事務室、全学共通教養教育センター事務室	9：00～11：30 12：30～17：00 総合窓口 8：40～17：00	総合窓口のみ 8：40～11：30 12：30～17：00
	新町総合窓口 社会学部事務室、政策学部事務室	9：00～11：30 12：30～17：00 総合窓口 8：40～17：00	閉　室
	神学部事務室	9：00～11：30 12：30～17：00	
	商学部事務室	9：00～11：30 12：30～17：00	
	グローバル地域文化学部事務室	9：00～11：30 12：30～17：00	
	国際教育インスティテュート事務室 国際教養教育院事務室	9：00～11：30 12：30～17：00	閉　室
京田辺※	京田辺キャンパス教務センター 生命医科学部、スポーツ健康科学部、心理学部、グローバル・コミュニケーション学部、免許資格課程センター事務室、京田辺校地教務課	9：00～11：30 12：30～17：00 総合窓口 9：00～17：00	閉　室
	文化情報学部事務室 理工学部事務室	9：00～11：30 12：30～17：00	閉　室

登録期間、休暇期間は受付時間が変わります。窓口受付時間が変更になる場合は、大学HP、掲示等によってお知らせします。
※ 教務センターの総合窓口では、一般的な質問やレポートの受付等を行います。

c．他人に依頼し作成された論文・レポートを自分のものとして提出すること。
d．他人に依頼されて論文・レポートを作成すること。
e．転記目的で他人が作成した論文・レポートの提供を受けること、また自身が作成した論文・レポートを転記目的で他人に提供すること。
f．その他、論文･レポートの公平性を損なう行為をすること。

4．e-learning 等 Learning Management System (LMS) による試験に関する注意

e-learning 等 LMS による試験を受験する場合は、次のことに注意すること。

a．パスワードを他人に教えたり、IC 学生証を貸し借りしたりしないこと。
b．上記行為による、なりすまし、代理解答は不正行為にあたり、当該学部教授会がそれを認定した場合は、通常の筆記試験と同等に処分の対象となる。

5．授業内に行われる多面的評価について

評価の方法により、「1．⑶追試験」、「2．試験上の注意」、「3．論文・レポート試験の注意」、「4．e-learning 等 Learning Management System (LMS) による試験に関する注意」を適用することがある。

学業成績

成績評価

⑴ 2004年度生以降

a. 学業成績は以下の基準にしたがいA、B、C、D、Fの5段階で評価され、D以上が合格、Fが不合格です。就職用成績証明書等、本学以外で使用するために発行する学業成績証明書には、D以上の評価を得た科目とその成績に加えて、履修した全ての科目のGPA（Grade Point Average）が記載されます。

判定基準

評価	評点	判　定　内　容
A	4.0	特に優れた成績を示した
B	3.0	優れた成績を示した
C	2.0	妥当と認められる成績を示した
D	1.0	合格と認められる最低限度の成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

b. GPAは、A～Fの段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、その単位数で加重平均することによって算出されます。GPAの算出方法は次のとおりです。

$$\text{GPA} = \frac{(Ⓐ\times4.0+Ⓑ\times3.0+Ⓒ\times2.0+Ⓓ\times1.0+Ⓕ\times0.0)}{(Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ+Ⓕ)}$$

（Ⓐ～ⒻはA～Fの評価が付いた科目の単位数の合計）

⑵ 2003年度生以前

a．学業成績の評価は、100点満点で60点以上が合格、それに満たないものは不合格です。ただし、就職用成績証明書等、本学以外で使用するために発行する学業成績証明書には優、良、可（英文の場合はA、B、C）による評価が使用されます。優（A）は100～80点、良（B）は79～70点、可（C）は69～60点です。

b．平均点は、合格点に達している科目の得点を、その単位数で加重平均することによって算出されます。加重平均の算出方法は次のとおりです。

$$\text{平均点} = \frac{(\text{各科目の得点}\times\text{単位数})\text{の合計}}{\text{総単位数}}$$

成績発表

履修科目の成績は、春学期末（9月中旬）と秋学期末（3月中旬）に各自に通知します。それ以前の成績の照会には応じません。

採点質問

成績評価に関する質問や異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知日から1週間以内に、所属の学部・研究科窓口に採点質問票を提出してください。

不合格科目

⑴ 2004年度生以降

F評価であった科目を再び履修してD以上の評価を得た場合は、直近のF評価についてのみ GPA に算入されません。

ただし、一部の科目については取扱いが異なる場合がありますので、各学部の配布物等を参照してください。

⑵ 2003年度生以前

不合格となった科目を再び履修して合格点を得た場合は、以前の不合格点は合格点に変更されます。

卒業の可否発表

卒業の可否の発表は2月下旬から3月上旬の卒業判定教授会終了後、各学生（父母住所宛）に通知します。それまでは、成績および卒業可否についての問合わせには一切応じません。

クレーム・コミッティ制度

科目担当者との直接的なコミュニケーションでは解決できない授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、所属の学部・研究科窓口に相談してください。学部・研究科で相談の内容を確認後、必要に応じて各学部等のクレーム・コミッティが事実関係を調査し、クレームに関わる一連の対応について回答します。

なお、いかなる場合であっても、相談者の学生ＩＤや氏名が科目担当者に明かされることはなく、また相談によって決して不利益を被ることはありません。

欠　席　届

授業に欠席し、その理由を科目担当者に伝える場合は、欠席届を利用します。欠席届の用紙は学部・研究科事務室または各キャンパス教務センターで配布していますので、必要事項を記入の上、科目担当者に直接提出してください。なお、欠席届は任意で提出するものですので、届出必要科目は各自で判断してください。

○提出の際の留意点

・欠席届は、欠席の事由を科目担当者へ伝える届です。本学には「公欠」の制度はありませんので、「追試験の対象となる事由」に該当する事由か否かにかかわらず、欠席届の取扱い（欠席扱いにしない・する等）は、担当者の判断に委ねられます。
・欠席の事由を客観的に証明する書類がある場合は、欠席届に添付して提出してください（コピーでも可）。
　例）病気の場合は「診断書」、就職試験の場合は「受験先企業等が発行する就職試験受験証明書（本学所定用紙あり）」など

※ ただし、欠席の事由が以下に該当する場合は、まずそれぞれの窓口に申し出て相談してください。

事由	相談窓口
学校感染症罹患による出席停止	所属の学部窓口
免許資格課程が必修としている正課科目の実習（教育実習、博物館実習、図書館演習）や介護等体験に参加	免許資格課程センター事務室（各キャンパス教務センター内）
資格取得に必修となっている正課科目の実習に参加、など	当該科目の設置学部・研究科事務室、所属の学部窓口
裁判員制度によるもの	所属の学部窓口
検察審査会制度によるもの	所属の学部窓口

交通機関の不通と暴風警報・特別警報発表に伴う授業・試験の実施について（司法研究科以外）

交通機関が不通の場合および暴風警報、特別警報が発表された場合、授業ならびに試験の実施については、以下の措置をとります。

Ⅰ．交通機関の不通（原因の如何を問わず）の場合

・以下のいずれかに該当する交通機関の不通が発生した場合、発生時の次の講時からその日の授業・試験の一部あるいは全部についてその実施を中止します。
・その後の授業・試験の開始等措置は、以下の表のとおり、開通時刻により開始講時を決定します。（早朝からの不通が６時 30 分までに開通した場合は、平常通り授業を実施します。）
・該当交通機関での事故等による一時的な運転見合わせの際には、平常通り授業･試験を実施しますので、ご注意ください。

１．対象となる交通機関

［今出川校地］

イ．京都市営バスと地下鉄が同時に全面不通の場合
ロ．阪急電車（京都河原町～大阪梅田間）、京阪電車（出町柳～淀屋橋間）、
近鉄電車（京都～大和西大寺間、大和西大寺～大阪難波間）、JR（神戸～米原間）のうち、
２以上の交通機関が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

［京田辺校地］

イ．京都市営バスと地下鉄が同時に全面不通の場合
ロ．阪急電車（京都河原町～大阪梅田間）、京阪電車（出町柳～淀屋橋間）、
近鉄電車（京都～大和西大寺間、大和西大寺～大阪難波間）、JR（神戸～米原間、木津～京橋間）のうち、２以上の交通機関が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合
ハ．近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

２．交通機関開通時刻と授業・試験開始講時

開通時刻	授業・試験開始講時
６時 30 分までに開通	１講時から実施
６時 31 分から 10 時 30 分までに開通	３講時から実施
10 時 31 分から 15 時 30 分までに開通	６講時から実施
15 時 31 分以後に開通	全講時休講

Ⅱ．暴風警報あるいは特別警報発表の場合

・以下の区域において暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時からその日の授業・試験の実施を中止します。
・ただし、発表された時点で、すでに実施中あるいは開始直前の授業・試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。
・特別警報が発表された場合、該当地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。警報発表地域にいる学生は、各自ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
・警報解除の後、危険が回避されたことが確認された場合には、以下の表のとおり、警報解除時刻により授業開始講時を決定します。それ以外の場合、状況判断の上、別途指示します。
（早朝からの警報が６時 30 分までに解除となった場合は、平常通りの授業を実施します。）

1．警報発表対象地域

・予報一次細分区域における

京都府南部、大阪府

・予報二次細分区域における

京都・亀岡、南丹・京丹波、山城中部、山城南部、大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州

■警報・注意報が市町村を対象区域として発表される※ようになっていることから、以下の表に示す市町村のいずれかに警報が発表された場合は、該当の予報二次細分区域に警報が発表されたものとして、授業・試験の実施は中止します。

※テレビやラジオの放送では、これまでどおり「市町村をまとめた地域の名称」で発表される場合があります。

京都府南部

予報二次細分区域	市町村
京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

大阪府

予報二次細分区域	市町村
大阪市	大阪市
北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

2．警報解除時刻と授業・試験開始講時

警報が解除される時間帯によって、以下のとおり授業・試験を実施します。

警報解除時刻	授業・試験開始講時
6 時 30 分までに解除	1 講時から実施する。
9 時 30 分までに解除	1・2 講時は実施しない。3 講時から実施する。
14 時 30 分までに解除	1 ～ 5 講時は実施しない。6 講時から実施する。
14 時 31 分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

Ⅲ．Ⅰ、Ⅱにかかわらず、授業・試験を行うことが困難あるいは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。

Ⅳ．試験期間中にこの措置が適用された場合、当該試験の実施に関しては、必要に応じて大学 HP、DUET あるいは学内掲示板等を利用して案内します。

Ⅴ．特別警報、暴風警報等の発表時には、必要に応じ、大学ＨＰ、DUET あるいは学内掲示板等を利用して、大学から学生に対して連絡を行います。
大学 HP、DUET 等を確認するようご留意ください。

以 上